

薬局会員向け調剤実績共有サービス LINCLE はちのへの導入について

一般社団法人八戸薬剤師会 阿達 昌亮

【はじめに】

一般社団法人八戸薬剤師会は、八戸市・三戸郡・おいらせ町を中心とする8市町村において、地域住民への適切な医薬品供給を目的に、2024年7月より株式会社メディカルネットワークシステムが開発・提供する調剤薬局向け在庫管理システム「LINCLE」のテクノロジーを活用し、薬局会員間の医薬品融通に有益な調剤情報の共有を開始することとした。

【背景・目的】

昨今、ジェネリック医薬品を中心とした医療用医薬品の供給不足が長期間続き、医療機関や保険薬局では必要量の医薬品調達に支障をきたす状態が継続している。八戸圏域の薬局間においては、以前より都度電話等で近隣の他薬局に医薬品融通の可否を確認し小分け調達していた。しかし最近では不足する医薬品の調達が困難な場合が多く、結果として患者様の待ち時間が増加し、患者様が即時に医薬品を受領できないばかりか全くお渡しできないケースもあり、治療・服薬にも影響が出るなど、適切な薬物療法提供上の課題を抱えている。

これらの課題解決のため、八戸薬剤師会では調剤実績共有サービス「LINCLE はちのへ」を導入し運用を開始することとした。

本取り組みに賛同した地域の薬局は、それぞれの薬局で使用するレセプトコンピューターから、調剤実績共有に必要な情報を自動連携する。自薬局に在庫のない医薬品の処方箋を受けた際、近隣薬局の調剤実績から融通してもらう可能性の高い薬局を検索し問い合わせすることができ、お互いに可能な範囲で医薬品融通をスムーズに行うことができるようになる。

【結果】

2024年12月には地域の62%にあたる93薬局が本サービスを導入しており、2025年2月までに18,260の医薬品が、そして1日あたり約75の医薬品が検索されている。また同じ期間で423回注文書が出力され、注文書1枚あたり1.1品目の医薬品が小分け調達されている。電話など他の連絡手段も用いられていることを考えると本システムの利用回数は更に多いものと推測される。

【考察】

本サービスの導入により医薬品卸の急配の削減が見込める他に、将来的には希少医薬品や高額医薬品等の調達、不動在庫の有効活用、医療用麻薬の夜間休日の融通(予め登録したグループ内)、災害時の医薬品調達等への活用が期待される。

【キーワード】

医薬品の供給の安定化、調剤情報共有サービス、地域薬剤師会

カスタマー・ハラスメントの実態について

一般社団法人 青森市薬剤師会学術研究委員会 野村眞之、逢坂奈々、柿崎和也、角田義明、川村幸子、神田大輔、工藤祐一、清水保明、中堀一弥、福田ひかる、盛尊子、山田勇、井上咲子、青木一朗

【目的】昨今、医療現場におけるカスタマー・ハラスメント(以下、カスハラ)が問題となっていることから、東青地域における実態を明らかにし、今後の対策に役立つような情報を共有すべく、現状を調査した。

【方法】2025年7月14日～8月15日にGoogleフォームでのアンケートを実施。青森市薬剤師会会員所属の病院・医院、保険薬局にFAXすることにより周知した。今回は、会員を通じて非会員にも協力を依頼した。

【結果】152件(会員:134、非会員:18)の回答があり、所属内訳は保険薬局:130件、病院・医院:22件であった。回答者の64.5%(98件/152件)がカスハラ経験ありと回答し、経験回数は「1～2回」が最も多かった。平均対応時間は半数近くが「15分未満」だった。最長対応時間では「30分未満」「1時間未満」が上位だったものの、「1日以上」「1週間以上」も複数件あった。カスハラの形態では、「大声、暴言、脅迫的言動」が最多で、次いで「過剰・不当な要求」「不当なクレーム」が続き、いずれも過半数を超えた。カスハラのきっかけとなったことは「待ち時間の長さ」、「医薬品の在庫不足や入手困難」、「薬剤師からの説明」が上位を占めた。患者やその家族がカスハラをする理由として推測される要因は、「精神的・身体的ストレス」「社会的モラル低下」「薬剤師・薬局業務への誤解」などが挙げられた。カスハラを受けた時の対応としては、「話を聞き続けた・説明を続けた」「毅然と対応した」が上位を占める一方で、「謝罪を続けた」「何もできなかった」という回答もあった。カスハラ時の心境は、「不快・腹立たしいと思った」70.4%(69件/98件)が最も多く、次いで「患者への恐怖感」33.7%(33件/98件)「不安な気持ち」31.6%(31件/98件)と続いた。

【考察】カスハラ経験は、その後の患者への対応にも影響し、医療の質の低下が懸念される。医薬品の流通制限や医療制度変更にともなう対応が、カスハラのきっかけとなる可能性もある。理不尽な要求に対しては、調剤拒否権のような法的対策の検討も必要と思われるが、カスハラという言葉で関係を断絶するのではなく、事例を共有し、良質な医療を提供できるよう患者との関わり方を工夫することも大切であると思われる。

【キーワード】カスタマー・ハラスメント、医療の質の低下、法的対策、事例共有

当薬局における調剤後薬剤管理指導料 1 算定に関するフォローアップ活動について

ファルマーツ谷薬局 福井寛太 西沢光、安田佳乃

【目的】令和 6 年度調剤報酬改定では、調剤後薬剤管理指導料 1 の算定要件が、インスリン製剤又は SU 製剤から全ての糖尿病用剤へと緩和された。当薬局では、算定対象となる患者に対して、電話での体調確認（以下、フォローアップ）を行った方の HbA1c の推移を調べた。また、フォローアップを実施した方に対してアンケート調査を行い、フォローアップが血糖コントロールや服薬アドヒアランスにいかに関与できるのかについて検証した。

【方法】2024 年 6 月 1 日～2025 年 1 月 31 日の期間にフォローアップを行った方を対象に、2025 年 2 月 26 日～3 月 31 日の期間に薬局内でアンケートを実施した。内容は「①どのような電話内容だったか」「②電話を受けて日常生活で注意するようになったことは何か」「③現在使用している薬で気を付けるようになったことは何か」「④今後も薬局からの体調確認があればいいと思うか」の 4 項目である。HbA1c の推移については薬剤服用歴を参照した。

【結果】フォローアップ期間内の指導料算定者数は 49 人、アンケート回答者は 39 人（回答率:79.6%）であった。また、回答者の年代別人数は、20 代 1 人、30 代 1 人、40 代 1 人、50 代 6 人、60 代 5 人、70 代以上 24 人、無回答 1 人。男女別では男性 23 人、女性 14 人、無回答 2 人であった。

回答結果では、「②日常生活での注意点」は食事量・食事内容の見直し、間食の頻度・内容の変化、積極的な運動を目指すこと、「③服用薬での注意点」は自身の薬に興味をもつようになった、飲み忘れ防止、副作用の症状、低血糖への対処法、服用時点・用法などがそれぞれ挙げられた。「④薬剤師に期待する部分」としては、残薬の把握、副作用・体調の確認や家族・介護職との情報共有を希望するなどの意見が寄せられた。また、約半数の方が今後もフォローアップを希望した。

【考察】今回のアンケート調査によって、糖尿病患者の普段意識している点や生活習慣等を把握することができた。また、糖尿病薬による副作用リスクが高い 70 歳代以上の高齢者が 6 割以上を占めていたことからも、フォローアップそのものが副作用の早期発見や予防に繋がるのではないかと考えた。一方で、フォローアップが困難だった事例や、半数近くの方が今後はフォローアップを希望しない意見が出たりするなどの課題も浮き彫りとなった。今後も個々に合わせたフォローアップを継続し、服薬アドヒアランスの向上や血糖コントロールに寄与していきたい。

【キーワード】調剤後薬剤管理指導料、フォローアップ、糖尿病

在宅医療の推進を目的とした服薬支援サービス(お試し訪問)の実施について

有限会社テック テック調剤薬局泉川店 須藤達大

【目的】地域包括ケアシステムにおいて、薬剤師の在宅医療への介入は、薬物治療を適切に管理することにより、地域住民の健康寿命の延伸が期待されている。しかし、薬剤師が提供できる業務については十分周知されておらず、また薬剤師側からの発信も少ないこともあり、実際には期待されるほどの活躍の場を広げられていない。これらの状況を勘案して、平成29年7月から平成30年2月に青森県薬剤師会は「お試し訪問事業」により、医師からの訪問指示に至る前の居宅療養管理を実施し、一定の成果をあげた。今回我々はこれを参考に、当薬局独自の服薬支援サービス(お試し訪問)のスキームを構築し、令和6年10月から令和7年4月まで取り組んだ。その結果と課題について報告する。

【方法】サービスが必要と考えられる患者様をリストアップし、チラシを作成し、サービスを紹介した。サービスの利用を希望する場合には、介護保険や担当ケアマネージャーの有無を確認し、訪問日時について相談・決定した。お試し訪問前にケアマネージャーへ訪問予定の旨を連絡し、訪問は上限3回迄とし、服薬支援を実施した。訪問結果をケアマネージャーへ文書にて報告し、要望があれば“見守りサービス”で利用者家族にもSNSを介して訪問結果を報告した。

【結果・考察】18名の患者様にお試し訪問を実施した。訪問回数は1回が12名、2回が3名、3回が3名だった。ほとんどが1回で服薬コンプライアンスが改善されたが、継続的な介入が必要と判断されたため、在宅医療へ移行となったケースもあった。

今回の取り組みから、服薬について問題を抱えている患者様が多く存在することが確認でき、薬局側から積極的に声掛けをすることでその問題を解決できる可能性が示唆された。その中でも、訪問前にケアマネージャーと連絡を取り合う事で訪問を円滑に実施することができたため、在宅医療の推進には多職種との連携が重要である事を再認識した。一方で、薬剤師が在宅医療において提供する業務について周知できていないという事も改めて実感した。この課題を解決し、多職種との連携をより深めていくために、地域包括支援センター及び介護事業所等へ、取り組みを直接紹介することを検討していきたい。

【キーワード】地域包括ケアシステム、多職種連携、在宅医療、お試し訪問、見守りサービス

薬物動態理論を用いて薬剤師として服薬授乳婦の授乳をサポートする

○大久保 正 1,2)、田中 真理子 2)、大久保 七枝 3)

1) 七福薬局むつ、2)七福薬局研究所、3)七福薬局

【目的】 日常の服薬指導業務において、服薬授乳婦から授乳の可否を質問される場合が多々ある。世界的傾向として、授乳による母子健康の観点から、授乳を積極的に勧める傾向にある。しかし、我が国の添付文書では、母乳に移行する薬物に関して、授乳時有益性を考慮し、授乳継続または中止を検討するという記載が多く、授乳を積極的に奨励する傾向には無い。多くの文献、もしくは書籍には、授乳の可否のデータが記載され、授乳の可否の判断が示されているが、授乳の特性に起因して薬物動態的観点からのデータのある資料は少ない。我々は、文献的データをサポートし授乳の可否の裏付けを確認するため、薬物動態理論を用いて、薬物動態的観点から授乳の可否を判断する解析法を用いて、服薬授乳婦の授乳をサポートしている。今回2-3の薬物の例を提示し、薬物動態理論を用いた薬剤師的観点からの授乳婦へのサポートの実際を述べる。

【調査方法】 薬物動態解析例に示した薬物としては、セプロドキシム(C)、ロキソプロフェン(L)、バロキサビル(B)の3薬物の体内動態解析例を示した。3薬物の体内動態解析式はそれぞれのインタビューホーム(IF)のデータから誘導した。乳児の薬物動態解析において、薬物動態パラメータの無いものは、便宜的に大人の薬物動態パラメータを援用した。各薬物の授乳の可否に関する参考文献は、LactMed、Drugs in Pregnancy and Lactation(Ninth Edition)、「妊娠と母乳」(南山堂)のデータを参考にした。

【結果・考察】 各薬物の IF データから求めた薬物動態式は、C は 1 次式で、L は 2 次式で、B は 3 次式で解析可能であった。M/P 比は、C=0.07、L=4.0、B=7.0 として、各薬物の標準投与量を服薬した母親の最高血中濃度時に母乳 100ml を摂取すると、乳児の最高血中濃度は母親の Cmax と比較して、C で 0.3%、L で 0.09%、B で 2% 程度である。いずれの薬物も 1 回投与時の乳児血中濃度に関しては問題ないとされ考えられるが、繰り返し母乳接種時の観点からは、B において薬物動態的に問題があると考えられた。それぞれの薬物動態解析の詳細から母乳接種の可否の判断基準を示す。

【キーワード】 薬物母乳移行、薬物動態解析、授乳、乳児薬物動態

「正式名称」から「院内表示名称」へ変更で医療安全
～電子カルテ内薬品名の工夫～

あおもり協立病院 金田一成子、生協さくら病院 藤井真由美

【目的】当院では2023年3月に電子カルテ新版への更新をおこない薬剤部門では薬物禁忌バージョンアップによるデータベースへの移行、持参薬鑑別システム導入などの作業とともに、法人内の精神科病院と電子カルテを統合するため薬品・用法マスタなど処方に係わるすべてのマスタ統一が必要となった。インシデント対策の一環として院内表示名称を数年前から採用していたが精神科病院と合わせてルール作りをしたので現状を報告する。

【事例】電子カルテの表示薬品名の例を列挙する。

抗凝固薬 抗凝固薬】リバーロキサバン OD錠 15mg、抗血小板薬 抗血小板】クロピドグレル錠 75mg、糖尿病薬 【DM】メトホルミン塩酸塩錠 250mg、精神病薬 精】リスペリドン錠 1mg、抗うつ薬 鬱】セルトラリン OD錠 25mg、BZ系抗不安薬 不】エチゾラム錠 0.5mg、睡眠導入剤 睡】ゾルピデム塩酸塩錠 10mg、フォーミュラリ推奨薬 ◎アムロジピンOD錠 5mg、粉碎又は簡易懸濁不可薬品 ▼デパケンR錠 100mg、選定療養用先発品 選定】ソラナックス錠 0.4mg など

【結果】事務や看護師からは、検査での休薬指示があると今まで休薬一覧表を参照し休薬を確認していたが、抗凝固薬】抗血小板】【DM】など表示されたことで時間短縮及び休薬モレもなくなり検査延期の事例がなくなった。精神科系の表示は向精神薬多剤投与の際の医師への注意喚起、事務系には関連算定業務や心理的負担の軽減になっている。◎は当院のフォーミュラリ薬品であり現在8薬効群19薬品が推奨薬となっており、医師の処方の使用指針として活用されている。▼は粉碎又は簡易懸濁不可薬品である。薬剤師に相談なく粉碎等する事例があり、誰でも一目で粉碎等不可等があることがわかるようにし、安全性が高まった。当院は一般名処方の為、選定療養で先発医薬品の場合は処方箋記載が一般名処方にならないよう 選定】と表示することで選定療養用薬品と判断できるため患者様や保険薬局とトラブルがおこらないよう対応できた。

【考察】「院内表示名称」の工夫は簡便であり、医療安全に寄与している。多職種に利益をもたらし、特に医療の知識が十分でない事務系にとって有益である。課題としては、◎や▼の記号の表記は意味がわからないと役に立たないので、DIニュース等で継続的に周知していくことが必要である。

【キーワード】 電子カルテ、院内表示名称、医療安全

アスリートの医薬品使用実態と専属スポーツファーマシストの役割
～国民スポーツ大会に向けた取り組み～

一般社団法人青森県薬剤師会 アンチ・ドーピング委員会 宇井 靖

【目的】青森県薬剤師会では、アスリートが安心して競技に臨める環境の整備と、2026年度開催の第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」におけるドーピング違反ゼロを目指し、2025年1月より各競技団体に専属スポーツファーマシスト(SP)を配置する事業を開始した。本研究は、同事業の一環として実施した滋賀県開催の国民スポーツ大会出場選手の使用薬剤調査から、アスリートの薬物使用実態および専属SPの役割を明らかにすることを目的とした。

【方法】公式競技41競技のうち冬季3競技を除く38競技のうち、専属SPを配置した18競技を対象とした。専属SPが各競技団体の窓口担当者を通じて出場選手の使用医薬品情報(現在服用中および体調によって使用する可能性のある薬剤)を任意の方法(メール、FAX、LINE等)で収集し、WADA禁止表に基づき「使用可」「使用不可」に分類した。禁止物質を含む薬剤を使用している者については、TUE(治療使用特例)申請や代替薬への変更等の助言を行った。

【結果】18競技中15競技団体(83.3%)から回答を得た。15団体中11団体に服薬者が確認され、うち5団体で禁止物質を含む可能性のある薬剤の使用が判明した。5団体中2団体ではTUE提出済みであったが、3団体では未申請であった。未申請3名のうち1名は漢方薬、1名は総合感冒薬の使用であり、大会中止用の指導を実施した。残る1名は競技会中使用禁止の処方薬を服用しており、JADAと連携のうえTUE提出を促した。

【考察】本調査により、国民スポーツ大会出場レベルの選手においても、服用薬に対するドーピング認識が十分でない現状が明らかとなった。2023年鹿児島大会以降、アンチドーピング教育が義務化されているものの、教育内容が個々の薬物リスク理解に結びついていない可能性が示唆された。専属SPは薬剤チェックのみならず、競技団体や選手への継続的な教育と適正使用支援を担う必要がある。今後も医療的知識を生かし、選手のコンディショニングを支える活動を継続していくことが重要である。

青森県薬剤師会では現在41競技中21競技に専属SPを配置している。今後は青森県競技力向上対策本部や青森県スポーツ協会と連携し、全競技団体への配置を目指して活動を推進していく。

【キーワード】スポーツファーマシスト、国民スポーツ大会、アンチ・ドーピング

八戸地区における院外処方箋への検査値記載による有用性

八戸薬剤師会職能対策委員会 植田湧大, 西原大介, 小笠原大樹

【目的】

八戸市では一部の医療機関が処方箋に検査値を印字する取り組みを行っている。検査値情報は薬効評価や副作用モニタリングを行う際に有用とされているが、実際の活用状況については、十分に明らかにされていない。本発表では、八戸薬剤師会薬局会員を対象にアンケートを実施し、検査値印字に対する薬剤師の意識および活用実態を明らかにすることを目的とした。

【方法】

令和7年10月の5日間、メーリングリストとFAXにより回答用GoogleフォームのURLを送付し、八戸薬剤師会薬局会員を対象に無記名のWebアンケートを実施した。調査項目は①検査値印字の認知及び経験、②活用状況、③有用性の評価、④運用上の課題、⑤今後の活用意向などとし、得られた回答を集計して分析を行った。

【結果及び考察】

今回の調査では96件の回答を得た。検査値の印字された処方箋を受けたことのない薬局会員はいなかった。また全体のうち96.9%(93/96)が役に立ったと回答した。その理由には自由記述で79件の回答があり、検査値情報の服薬指導への活用や、代理人の場合、本人が自身の状態をよく理解できていない場合の服薬指導に活用できることができた。活用したことのある検査値として最も多かったのがHbA1c 88.5%(85/96)、二番目に多かったのが腎機能 83.3%(80/96)、三番目に多かったのが肝機能 69.7%(67/96)であった。活用方法に関して、最も多かったのが服薬指導 84.3%(81/96)、次いで疑義照会 40.6%(39/96)であった。検査値があることによる業務負担については、やや増えると回答した薬局会員が39.5%(38/96)と最も多かった。今後の検査値を印字する取り組みの普及については、普及したほうがよいと思う、または強く思うと回答した薬局会員が97.9%(94/96)であった。

以上のことから、検査値の印字は有用性が高く、服薬指導、副作用モニタリング、並びに疑義照会において重要な役割を果たしていることがわかった。また検査値の印字がより普及することを望まれていることがわかった。今後は活用状況に関する情報共有を重ね、より質の高い服薬指導を行うことが期待される。

【キーワード】

検査値 服薬指導